

3 調節機能障害の評価方法等について

- (1) 調節機能障害の評価方法について、従来は、障害を残した眼の調節力と日本人の年齢別調節力とを比較して障害の評価を行っていましたが、今後は、障害を残した眼の調節力と障害のない眼の調節力とを比較し、障害評価を行うことを原則としました。

新認定基準	旧認定基準
①一眼を被災した場合で、被災していない眼の調節力に異常がない場合の調節機能障害の判断	
被災した眼と被災していない眼の調節力とを比較して1/2以下に減じている場合に認める	被災した眼と日本人の平均的な調節力とを比較して1/2以下に減じた場合に認める
②両眼を被災した場合又は一眼を被災し、被災していない眼の調節力に異常が認められる場合の調節機能障害の判断	
被災した眼と5歳毎年齢の調節力(下記(3)の表参照)とを比較して1/2以下に減じている場合に認める	被災した眼と日本人の平均的な調節力とを比較して1/2以下に減じた場合に認める

- (2) 調節機能障害の補償の対象とならない者の範囲について、従来は、一律に50歳以上の者としていましたが、今後は、次の①又は②に該当する者としてしました。

- ①一眼を被災した場合は、被災していない眼の調節力が1.5D以下である者
 ②両眼を被災した場合又は被災した眼が一眼で被災していない眼の調節力に異常が認められる場合であって55歳以上の者

新認定基準	旧認定基準
①被災していない眼の調節力が1.5D以下の者	50歳以上の者
②両眼を被災した場合又は一眼を被災し被災していない眼の調節力に異常が認められる場合には55歳以上の者	

- (3) 日本人の年齢別の平均的調節力の表を次のとおり改めました。

5歳毎年齢の調節力

年 齢	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65
調節力(D)	9.7	9.0	7.6	6.3	5.3	4.4	3.1	2.2	1.5	1.35	1.3

(注：この項目において「D」はジオプトリーの略)

表に示した年齢は、例えば「40歳」については「40歳から44歳まで」(治ゆ時の年齢)のものに対応するものとして取り扱います。

このリーフレットの内容につきましてご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署、都道府県労働局労災補償課又は厚生労働省労働基準局補償課にお問い合わせください。